

県独自緊急補てん事業『配合飼料価格差補てん事業』を 令和5年度第4四半期まで延長します！

配合飼料価格高騰の影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度の加入者*を対象に、県独自に飼料購入費の一部補てんを実施します。

※補てん対象の生産者には、事業実施主体より個人情報の取り扱いに関する同意書の提出を依頼

1 事業実施主体

国の配合飼料価格安定制度の取りまとめ窓口である下記5団体を事業実施主体として、対象の畜産農家に補てん金を交付します。

(一社)長野県配合飼料価格安定基金協会、JA東日本くみあい飼料株式会社、
龍峽酪農業協同組合、伊那酪農業協同組合、農事組合法人 会田共同養鶏組合

2 補てん対象の生産者

国の配合飼料価格安定制度に上記の事業実施主体を通じて加入する県内の畜産農家（全畜種）

3 交付対象期間及び補てん金支払い時期

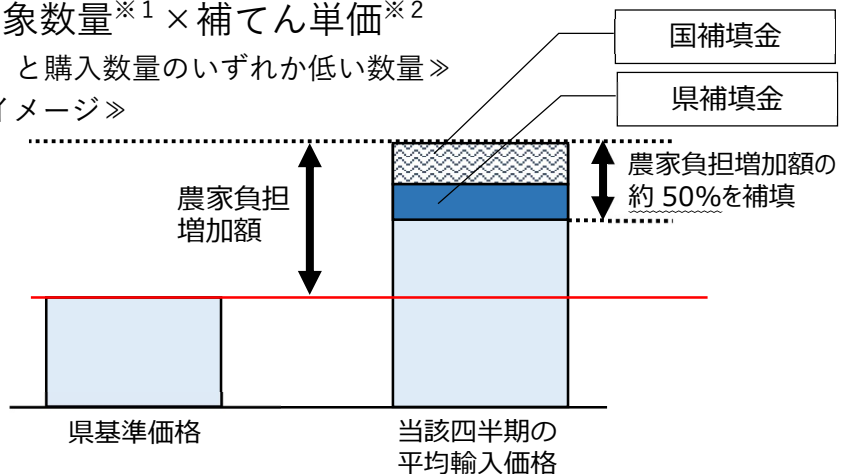
交付対象時期	補てん金支払い時期
第3四半期（令和5年10月～12月）	令和6年3月頃
第4四半期（令和6年1月～3月）	令和6年6月頃

4 補てん額

四半期ごとの補てん対象数量^{※1} × 補てん単価^{※2}

※1 契約数量（国制度）と購入数量のいずれか低い数量

※2 補てん単価の算出イメージ



5 交付方法

事業実施主体を通じて、補てん対象の生産者（制度加入農家）に交付

◆本事業に関する内容は下記までお問い合わせください◆

長野県農政部園芸畜産課 TEL：026-235-7233

又は、お近くの農業農村支援センター

詳しくは で